

## 新型コロナウイルス感染症検査等業務委託に関する仕様書

### 1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためには、迅速に検査を実施することが求められるため、民間検査機関に委託した行政検査の体制を整える。

### 2 事業の内容

(1) 新型コロナウイルス感染症検査に係る検査容器配布、検査対象者への説明、検体回収、検査実施、結果通知等。

(2) 対象の検体

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」で示された感染が疑われる患者の要件に合致し、保健所において行政検査の実施が決定された者の検体

(3) 検査方法

検査については、下記の方法により実施する。

PCR検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）

※ 保険収載された検査方法であること。

(4) 見込み件数

PCR検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）：32,000件

実施期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### 3 事業の実施

(1) 保健所は、委託する検体が生じた場合は、委託機関へ連絡する。

なお、当日検体回収の連絡については、各保健所への回収においては、少なくとも下記の時間までは対応可能であること。

保健所より指定のあった場所への当日回収における連絡時間の期限については、別途相談の上、決定する。

中央保健所：15時 日南保健所：16時、都城保健所：14時 高鍋保健所：14時

小林保健所：15時 日向保健所：14時 延岡保健所：14時 高千穂保健所：12時

(2) 委託機関は、原則として(1)の連絡を受けた当日に、保健所又は保健所より指定のあった場所において検体を回収する。

なお、各保健所への検体回収においては、少なくとも下記の時間までは可能であること。

保健所より指定のあった場所への回収時間については別途相談の上、決定する。

中央保健所：16時 日南保健所：17時、都城保健所：15時 高鍋保健所：15時

小林保健所：16時 日向保健所：15時 延岡保健所：15時 高千穂保健所：13時

(3) 保健所は、依頼名簿一覧を作成し、委託機関及び感染症対策課へメールで送付する。

(4) 委託機関は、検体を回収した当日又は翌日正午までに、速報結果をメールで保健所及び感染症対策課へ送付する。

(5) 委託機関は結果を各保健所へ送付する。

(6) 委託機関は、実施された検査料を、検査を実施した月の翌月10日までに全保健所分をまとめて感染症対策課へ請求する。

### 4 その他

(1) 検体の回収対象地域として、宮崎県内の全市町村に対応可能であること。

(2) 新型コロナウイルス感染症における検査又は同等と考えられる検査において、精度管理実績を提示すること。

(3) 1週間連続で下記の検査を実施できる能力を有すること。

PCR検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）：500件/日